

物品販売についてのご案内（音楽工房）

◆販売できる品物

公演（団体・アーティスト）に関連する、

CD・DVD等各種メディア / 楽譜 / 書籍等。

ただし、食品等衛生上問題のある品物及び危険物は認めません。

◆申請手続き

物品販売届出書を公演開催日の7日前までに受付窓口にご提出下さい。

◆利用料

1業者につき

市民交流室 3,150 円 / 日

企画展示室 1,050 円 / 日

※公演パンフレットの販売のみの場合は無料とします。

◆利用場所

ホールの指示した場所をお願い致します。